

証券コード 7309
2020年3月5日

株 主 各 位

大阪府堺市堺区老松町3丁77番地

株式会社シマノ
取締役社長 島野容三

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上ご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット等）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2020年3月25日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2020年3月26日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 大阪府堺市堺区老松町3丁77番地
当社本社・Manufacturing Technology Center（マニュファクチュアリング テクノロジーセンター）
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 (1) 第113期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
(2) 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁の【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、2020年3月25日（水曜日）午後5時までにご行使ください。

なお、当社は、株式会社ＩＣＪ（株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以 上

-
- ◎当日ご出席の株主さまは、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.shimano.com>）において掲載することによりお知らせいたします。

【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

- ・当日株主総会にご出席の場合
郵送（議決権行使書）又はインターネット等による議決権行使の手続はいずれも不要です。
- ・当日ご出席願えない場合で、
 - ①郵送により議決権を行使される場合は、インターネット等による手続は不要です。
 - ②インターネット等により議決権を行使される場合は、郵送による手続は不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
3. インターネット等による議決権行使は、2020年3月25日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネット等によって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行 ウェブサポート
【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

その他のご照会等は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
☎ 0120-782-031（受付時間 平日午前9時～午後5時）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金は下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として、1株につき77円50銭をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき155円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき77円50銭、総額7,184,306,420円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月27日（金曜日）

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役のうち、島野容三、島野泰三、豊嶋 敬、平田義弘、津崎祥博、樽谷 潔、松井 浩、大竹正浩、清谷欣司の9氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、金井琢磨氏は、新任候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
①	<p>しまのようぞう 島野容三 (1948年11月12日生)</p> <p>再任</p>	<p>1974年3月 当社入社 1986年2月 当社取締役営業企画部長 1987年12月 当社取締役釣具国内営業部長 1990年9月 当社取締役釣具事業部長 1995年1月 当社代表取締役専務取締役 2001年3月 当社代表取締役社長、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 会長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 会長 太陽工業株式会社代表取締役社長 一般社団法人日本釣用品工業会会長</p> <p>(取締役候補者とした理由) 島野容三氏は、事業部の責任者等を歴任し、2001年からは代表取締役社長として当社の経営を担い、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者となりました。</p>	752,100株
②	<p>しまのたいぞう 島野泰三 (1966年12月17日生)</p> <p>再任</p>	<p>1991年9月 当社入社 2004年7月 Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd. 副社長兼工場長 2006年4月 当社バイシクルコンポーネッツ事業部企画部長 2010年1月 当社釣具事業部長 2010年3月 当社取締役釣具事業部長 2016年3月 当社常務取締役釣具事業部長 2018年1月 当社常務取締役釣具事業部管掌兼バイシクルコンポーネッツ事業部企画担当 2019年1月 当社常務取締役バイシクルコンポーネッツ事業部長兼企画部長・管理部長 2019年3月 当社専務取締役バイシクルコンポーネッツ事業部長兼企画部長・管理部長 2019年7月 当社専務取締役バイシクルコンポーネッツ事業部長兼企画部長、現在に至る。</p> <p>(取締役候補者とした理由) 島野泰三氏は、各事業企画部、事業部の責任者等を歴任し、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者となりました。</p>	108,385株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
③	<p style="text-align: center;">とよ しま たかし 豊 嶋 敬 (1956年6月12日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>2001年10月 オリンパス光学工業株式会社映像システムカンパニー映像開発部長兼映像購買部長</p> <p>2002年4月 同社映像開発・購買本部長兼デザイン室長</p> <p>2002年10月 奥林巴斯香港中国有限公司董事 総経理</p> <p>2004年10月 オリンパスイメージング株式会社取締役映像購買本部長兼コンポーネント事業推進部長兼映像OEM調達部長</p> <p>2007年5月 当社入社 バイシクルコンポーネンツ事業部技術顧問</p> <p>2008年1月 当社バイシクルコンポーネンツ事業部システム開発部長</p> <p>2010年3月 当社取締役バイシクルコンポーネンツ事業部システム開発部長</p> <p>2016年3月 当社常務取締役技術担当</p> <p>2017年1月 当社常務取締役バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長兼SMA推進部長</p> <p>2018年1月 当社常務取締役バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長兼SMA推進部長兼商品開発部長</p> <p>2019年1月 当社常務取締役SDM推進本部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長</p> <p>2019年3月 当社専務取締役SDM推進本部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長</p> <p>2019年8月 当社専務取締役SDM推進本部長兼組立技術部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長</p> <p>2020年1月 当社専務取締役SDM推進本部長兼組立技術部長兼シマノ研究所長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>豊嶋 敬氏は、開発部門、事業部の責任者等を歴任し、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者となりました。</p> </div>	2,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
④	<p>津崎 祥博 (1956年5月12日生)</p> <p>再任</p>	<p>1980年3月 当社入社 2006年1月 当社広報室部長 2009年1月 当社管理本部広報・人材開発部長 2010年1月 当社管理本部広報部長兼人事部長 2010年3月 当社取締役管理本部広報部長兼人事部長 2016年3月 当社常務取締役管理本部人事・広報担当 2016年7月 当社常務取締役管理本部人事・広報担当兼広報部長 2018年1月 当社常務取締役管理本部人事・広報・総務担当兼広報部長 2018年3月 当社常務取締役管理本部広報部長兼人事部・総務部・ライフスタイル ギア事業部管掌 2019年3月 当社常務取締役管理本部広報部長兼人事部・総務部・ライフスタイル ギア事業部管掌兼内部監査室担当 2020年1月 当社常務取締役管理本部長兼広報部長兼ライフスタイル ギア事業部管掌兼内部監査室担当、現在に至る。</p> <p>(取締役候補者とした理由) 津崎祥博氏は、広報、人事などの管理部門の責任者等を歴任し、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者となりました。</p>	6,000株
⑤	<p>樽谷 潔 (1959年11月2日生)</p> <p>再任</p>	<p>1982年3月 当社入社 1994年7月 Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd. 副社長 2004年1月 当社品質管理部長 2008年1月 Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長 2010年3月 当社取締役 2013年1月 当社取締役品質管理部長 2020年1月 当社取締役品質管理部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部本社製造担当、現在に至る。</p> <p>(取締役候補者とした理由) 樽谷 潔氏は、品質管理部門などを歴任し、当社の品質管理体制の強化に努めてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者となりました。</p>	2,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
⑥	<p style="text-align: center;">まつ い ひろし 松 井 浩 (1961年2月8日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2005年3月 Mizuho Capital Markets (UK) Limited 社長 2008年4月 株式会社みずほコーポレート銀行ストラクチャリング部長 2011年7月 当社入社 管理本部経営管理部長 2012年1月 当社管理本部経営管理部長兼総務部長 2012年3月 当社取締役管理本部総務部長兼経営企画部長 2013年1月 当社取締役管理本部総務部長兼経営企画部長兼アイフィー事業部長 2016年1月 当社取締役経理部総務部管掌管理本部経営管理部長兼経営企画部長兼アイフィー事業部長 2017年7月 Shimano North America Holding, Inc. 社長、現在に至る。 2018年1月 当社取締役管理本部経営管理部長兼経営企画部長兼アイフィー事業部長 2019年1月 当社取締役管理本部経営管理部管掌兼経営企画部長兼アイフィー事業部長 2020年1月 当社取締役管理本部経営企画部長兼アイフィー事業部長、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (重要な兼職の状況) Shimano North America Holding, Inc. 社長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (取締役候補者とした理由) 松井 浩氏は、経営管理、経営企画部門などを歴任し、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者となりました。 </div>	1,100株
⑦	<p style="text-align: center;">おお たけ まさ ひろ 大 竹 正 浩 (1963年1月11日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2014年10月 株式会社ハイコンサルティンググループ プリンシパル 2016年1月 当社入社 管理本部人事部人事企画担当部長 2016年7月 当社管理本部人事部長 2018年3月 当社取締役管理本部人事部長 2020年1月 当社取締役管理本部人事部長兼総務部管掌、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (取締役候補者とした理由) 大竹正浩氏は、人事部門を歴任し、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者となりました。 </div>	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
⑧	<p>きよ たに きん し 清谷 欣司 (1960年1月28日生)</p> <p>再任</p>	<p>1984年3月 当社入社 2012年1月 当社釣具事業部製造部長 2018年1月 当社釣具事業部長兼釣具事業部製造部長 2018年3月 当社取締役釣具事業部長兼釣具事業部製造部長 2019年7月 当社取締役釣具事業部長 2020年1月 当社取締役釣具事業部長兼国内営業部長、現在に至る。</p> <p>(取締役候補者とした理由) 清谷欣司氏は、製造部門、事業部の責任者等を歴任し、当社の釣具事業の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者となりました。</p>	1,100株
⑨	<p>かな い たく ま 金井 琢磨 (1967年4月29日生)</p> <p>新任</p>	<p>1991年4月 株式会社日本興業銀行 入行 2011年3月 株式会社みずほコーポレート銀行 国際業務部参事役 2013年10月 株式会社みずほ銀行 ホーチミン支店副支店長 2018年8月 当社入社、管理本部経営管理部担当部長 2019年1月 当社管理本部経営管理部長兼SDM推進本部SIT推進部長 2020年1月 当社管理本部経営管理部長、現在に至る。</p> <p>(取締役候補者とした理由) 金井琢磨氏は、豊富な経営管理および国際業務経験に基づく知見を生かし、経営管理部門等を歴任し、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者となりました。</p>	0株

(注) 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役のうち、島津孝一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、平田義弘氏は、新任候補者であります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">ひら た よし ひろ 平 田 義 弘 (1955年7月21日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p>	<p>1979年3月 当社入社 2002年1月 当社バイシクルコンポーネンツ事業部営業部長 2006年1月 当社管理本部経理部長兼情報企画部長 2006年3月 当社取締役管理本部経理部長兼情報企画部長 2007年4月 当社取締役管理本部経理部長兼情報企画部長兼内部統制推進室部長 2013年1月 当社取締役管理本部経理部長兼情報企画部長 2014年1月 当社取締役ライフスタイル ギア事業部長 2014年3月 当社常務取締役ライフスタイル ギア事業部長 2017年1月 当社常務取締役管理本部長兼ライフスタイル ギア事業部管掌 2017年3月 当社常務取締役管理本部長兼ライフスタイル ギア事業部管掌兼内部監査室担当 2018年3月 当社常務取締役管理本部長兼内部監査室担当 2019年3月 当社常務取締役管理本部長 2020年1月 当社常務取締役管理本部経営管理部管掌兼経理部管掌、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(監査役候補者とした理由) 平田義弘氏は、経理部門、管理部門の責任者等を歴任し、これらの豊富な経験と税務・会計に関する高い知見に基づき、監査役として当社経営への監督機能を果たすと考え、監査役候補者となりました。</p> </div>	<p>4,500株</p>

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、補欠監査役の近藤公博氏の選任の効力が失効しますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
こん どう ゆき ひろ 近藤 公博 (1947年2月1日生)	1965年4月 大蔵事務官任官 2004年7月 大阪国税局調査第一部次長 2005年7月 南税務署長 2006年9月 税理士事務所開設、現在に至る。 (補欠監査役候補者とした理由) 近藤公博氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験と税務・会計に関する高い知見に基づき、監査役として当社経営への監督機能を果たすと考え、補欠の社外監査役候補者としてしました。	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 近藤公博氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

(社外監査役候補者に関する記載事項)

- (1) 近藤公博氏は、税理士の資格を有しております。その税務・会計知識に基づいて当社業務執行の適法性確保のため極めて有益な方であります。
- (2) 当社は、近藤公博氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) 近藤公博氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

【ご参考】 社外役員の独立性判断基準

当社取締役会は、当社における社外取締役及び社外監査役（以下総称して、「社外役員」という。）の独立性の判断基準を以下のとおり定める。

- ①当社は、社外役員を以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有するものとする。（※1）
1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者（※2）である者
 2. 当社を主要な取引先（※3）とする者又はその業務執行者である者
 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
 5. 当社から役員報酬以外に、直近の事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
 7. 当社から直近の事業年度において1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 8. 直近3事業年度において、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
 10. 当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
 11. 直近3事業年度において、当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と恒常的な利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
 13. 前各号のいずれかに該当する者であっても、人格、識見等に照らし、独立性を有する社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物がふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を、独立性を有する社外役員とすることができるものとする。
- ②本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。

※1. 経済的かつ合理的に可能な範囲で調査を実施する。

※2. 「業務執行者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

①業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員

②業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者

③使用人

※3. 「主要な取引先」とは、直近の事業年度の年間連結売上高が2%を超える場合をいう。

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項**(1) 事業の経過及び成果**

当連結会計年度におきましては、欧州では、雇用・所得環境の改善に支えられ個人消費が景気を下支えたものの、英国のEU離脱問題の不透明感から景気回復は足踏みする格好となりました。米国では、米中貿易摩擦の行方が懸念材料となったものの、良好な雇用・所得環境を背景に景気は堅調に推移しました。日本では、個人消費が緩やかな回復基調にありましたが、世界的な保護主義の動きから企業の業況は力強さを欠き、景気回復のペースは鈍化しました。

このような状況のもと、当社グループは、「人と自然のふれあいの中で、新しい価値を創造し、健康とよろこびに貢献する。」を使命に、健康志向や環境保全意識の高まりといった追い風の中、こころ躍る製品づくりを通じ、より豊かな自転車ライフ・フィッシングライフのご提案をしてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は363,230百万円（前年同期比4.4%増）となりました。また、利益面につきましては、営業利益は68,010百万円（前年同期比3.5%増）、経常利益は69,471百万円（前年同期比5.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は51,833百万円（前年同期比3.9%減）となりました。

報告セグメント別の概況**自転車部品**

欧州市場では、引き続き天候にも恵まれ、完成車の店頭販売は電動アシストスポーツバイクを中心に好調を維持しました。市場在庫も概ね適正な水準で推移しました。

北米市場では、完成車の店頭販売台数は微減であったものの、販売単価上昇もあり販売金額は前年並みで推移しました。市場在庫については概ね適正水準を保ちました。

中国市場では、完成車の店頭販売は昨年までの減少傾向に歯止めがかかり、前年並みで推移しました。市場在庫は適正に推移しました。

他の新興国市場において、ブラジル市場では政情不安等の影響で店頭販売が鈍化し、アルゼンチン市場では通貨安の影響で低迷が続きました。アルゼンチンを除いた市場在庫は概ね適正な水準で推移しました。

日本市場では、中高級スポーツバイクの販売は低調だったものの、通勤通学用クロスバイクや電動アシスト車の需要が伸長したことによる販売単価上昇もあり販売金額は前年並みで推移しました。市場在庫は適正水準を保ちました。

このような市況のもと、新製品である高級マウンテンバイクコンポーネントの「Deore XT」や「SLX」、中高級グラベルロードコンポーネント「GRX」が好評を得ました。また、電動アシストスポーツバイクコンポーネントのSHIMANO STEPSシリーズも前期に引き続いて好調を維持しました。

この結果、当セグメントの売上高は290,038百万円（前年同期比4.6%増）、営業利益は57,850百万円

(前年同期比1.0%増)となりました。

釣具

日本市場では、小売店の販売は9月まで堅調に推移しましたが、10月以降は台風の影響により足踏みする格好となり、最終的に前年並みとなりました。

海外市場において、北米市場では悪天候の影響が少なからずあったものの、堅調な国内景気に支えられ販売は順調に推移しました。欧州市場では全体としては力強さを欠いたものの、大陸の一部の国では持ち直しの兆しが見られ、さらにイギリスにおいては販売が回復し市場を下支えしました。アジア市場では中国でのスポーツフィッシング関連商品の販売は継続して好調でした。豪州市場では、悪天候によるシーズンインの遅れから市場が停滞し販売は低調な結果となりました。

このような市況のもと、日本では、新製品を含む高中価格帯リールが好調で、ロッドでもルアー関連製品を中心に好評を博し、また、海外市場では、「SLX DC」、「STRADIC」等の新製品の販売が好調であったため、売上は前年を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は72,838百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益は10,219百万円（前年同期比19.6%増）となりました。

その他

当セグメントの売上高は353百万円（前年同期比0.7%減）、営業損失は59百万円（前年同期は営業損失107百万円）となりました。

①セグメント別売上高

区分	前連結会計年度 (2018年1月1日から 2018年12月31日まで)		当連結会計年度 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)		前年同期比 (△は減少)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
自 転 車 部 品	百万円 277,243	% 79.7	百万円 290,038	% 79.8	百万円 12,795	% 4.6
釣 具	70,436	20.2	72,838	20.1	2,402	3.4
そ の 他	355	0.1	353	0.1	△2	△0.7
合 計	348,035	100.0	363,230	100.0	15,194	4.4

②セグメント別の状況

1.セグメント別売上高の推移

区分	第110期	第111期	第112期	第113期
	2016年1月1日から 2016年12月31日まで	2017年1月1日から 2017年12月31日まで	2018年1月1日から 2018年12月31日まで	2019年1月1日から 2019年12月31日まで
自 転 車 部 品 (百万円)	259,455	270,206	277,243	290,038
釣 具 (百万円)	63,143	65,220	70,436	72,838
そ の 他 (百万円)	399	373	355	353

2.セグメント別営業利益の推移

区分	第110期	第111期	第112期	第113期
	2016年1月1日から 2016年12月31日まで	2017年1月1日から 2017年12月31日まで	2018年1月1日から 2018年12月31日まで	2019年1月1日から 2019年12月31日まで
自 転 車 部 品 (百万円)	57,874	57,410	57,250	57,850
釣 具 (百万円)	6,842	7,013	8,544	10,219
そ の 他 (百万円)	△170	△72	△107	△59

(注) △は営業損失であります。

3.地域別売上高の推移

区分	第110期	第111期	第112期	第113期
	2016年1月1日から 2016年12月31日まで	2017年1月1日から 2017年12月31日まで	2018年1月1日から 2018年12月31日まで	2019年1月1日から 2019年12月31日まで
日 本 (百万円)	37,004	38,305	41,180	40,734
北 米 (百万円)	35,215	35,770	35,855	36,664
ヨ ー ロ ッ パ (百万円)	123,009	128,347	140,049	150,140
ア ジ ア (百万円)	113,517	116,513	115,220	119,982
その他の地域 (百万円)	14,251	16,863	15,729	15,709

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 設備投資等の状況及び資金調達状況

当連結会計年度は、製品開発力の強化、生産能力の増強及び生産効率の向上を目的として、総額25,698百万円の設備投資を実施しました。セグメント別では、自転車部品17,046百万円、釣具2,196百万円、その他16百万円、全社（共通）6,438百万円であります。この所要資金は自己資金でまかないました。

区分	第110期	第111期	第112期	第113期
	2016年1月1日から 2016年12月31日まで	2017年1月1日から 2017年12月31日まで	2018年1月1日から 2018年12月31日まで	2019年1月1日から 2019年12月31日まで
自 転 車 部 品 (百万円)	20,379	11,989	16,139	17,046
釣 具 (百万円)	2,882	1,601	2,064	2,196
そ の 他 (百万円)	25	2	2	16
全 社 (共通) (百万円)	8,395	1,663	6,678	6,438
合 計 (百万円)	31,683	15,257	24,884	25,698

(注) 全社（共通）として記載されている設備投資額は、管理部門に係るものであります。

(3) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第110期	第111期	第112期	第113期
	2016年1月1日から 2016年12月31日まで	2017年1月1日から 2017年12月31日まで	2018年1月1日から 2018年12月31日まで	2019年1月1日から 2019年12月31日まで
売 上 高 (百万円)	322,998	335,800	348,035	363,230
営 業 利 益 (百万円)	64,546	64,351	65,687	68,010
経 常 利 益 (百万円)	70,002	55,748	73,588	69,471
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	50,964	38,443	53,931	51,833
1株当たり当期純利益金額	549円76銭	414円69銭	581円77銭	559円15銭
純 資 産 (百万円)	391,381	430,465	453,457	489,236
総 資 産 (百万円)	443,954	488,770	503,845	538,769

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、第112期については当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	第110期	第111期	第112期	第113期
	2016年1月1日から 2016年12月31日まで	2017年1月1日から 2017年12月31日まで	2018年1月1日から 2018年12月31日まで	2019年1月1日から 2019年12月31日まで
売 上 高 (百万円)	181,215	191,088	204,851	221,040
営 業 利 益 (百万円)	26,849	26,359	29,708	30,446
経 常 利 益 (百万円)	31,216	31,483	38,609	35,342
当 期 純 利 益 (百万円)	22,224	23,509	30,418	27,201
1株当たり当期純利益金額	239円73銭	253円60銭	328円13銭	293円43銭
純 資 産 (百万円)	127,387	137,233	151,611	164,551
総 資 産 (百万円)	157,594	177,440	192,781	204,778

(注) 上記①及び②に記載されている1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数につきましては、自己株式を控除して算出しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米中通商問題や中東における地政学的リスクの高まり、また、新型コロナウイルスの感染拡大による世界的な景気への影響が懸念されることに加え、欧州ではイギリスのEU離脱にかかる混乱が景気を減速させるおそれがあります。米国では個人消費の拡大による景気回復の持続が見込まれるものの、大統領選挙の趨勢が景気を左右する可能性があります。日本では、消費増税の駆け込み需要に対する反動や雇用・所得の改善速度鈍化などを背景に景気回復のペースは非常に緩やかなものとなることが懸念されます。

このような経営環境の中、当社は、国内外の経済動向を注視しつつ、経営効率のさらなる向上を図り、より豊かで、新たな自転車文化、釣り文化の創造を促進し、持続的な成長を目指してまいります。

株主のみならずにおかれましては、今後ともなにとぞ変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業セグメント

セグメントの名称	主要な内容
自転車部品	変速機等の駆動用部品、ブレーキ等の制動用部品、その他の自転車部品、関連用品の製造・販売
釣具	リール、ロッド、フィッシングギアの製造・販売
その他	ロウイング関連用品等の製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場

①当社の主要拠点

本社		大阪府堺市堺区老松町3丁77番地
工場	本社工場	大阪府堺市堺区
	下関工場	山口県下関市
営業所	埼玉営業所	埼玉県上尾市
	東京営業所	東京都大田区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市市中川区
	大阪営業所	大阪府堺市堺区
	中四国営業所	岡山県岡山市南区
	九州営業所	佐賀県鳥栖市

②子会社の主要拠点

国内	シマノセールス株式会社	大阪府堺市堺区
	シマノ熊本株式会社	熊本県山鹿市
海外	Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
	Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア
	Shimano Europe B.V.	オランダ
	Shimano North America Holding, Inc.	アメリカ
	Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.	中国
	Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.	中国

(7) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	
自転車部品	8,049名	(1,597名)
釣具	2,546名	(527名)
その他	196名	(41名)
全社(共通)	589名	(73名)
合計	11,380名	(2,238名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

(8) 主要な借入先

借入先	借入額
MUFG Union Bank, N.A.	2,673百万円
MUFG Bank, Ltd.	470百万円

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	S\$65,994千	100%	自転車部品製造及び販売、釣具販売並びにアジア製造子会社の統括
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	RM18,000千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売並びに釣具製造
Shimano Europe B.V.	EUR5,148千	100%	自転車部品及び釣具販売並びに欧州販売子会社の統括
Shimano North America Holding, Inc.	US\$14,000千	99%	自転車部品及び釣具販売並びに北米販売子会社の統括
Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.	US\$34,500千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売
シマノセールス株式会社	277百万円	100%	自転車部品販売、補修及び保管並びに釣具補修及び保管
Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.	US\$24,000千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売

(注) 当社の出資比率の()内は、間接出資割合の内書であります。

2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 262,400,000株
(2) 発行済株式の総数 92,720,000株 (自己株式19,272株を含む。)
(3) 株主数 6,234名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
湊興産株式会社	7,715千株	8.32%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,469千株	6.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,136千株	5.54%
太陽工業株式会社	4,060千株	4.38%
JP MORGAN CHASE BANK 380055	3,687千株	3.98%
株式会社スリーエス	2,171千株	2.34%
日本生命保険相互会社	2,098千株	2.26%
株式会社三菱UFJ銀行	2,066千株	2.23%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,848千株	1.99%
株式会社りそな銀行	1,711千株	1.85%

(注) 持株比率は自己株式(19,272株)を控除して計算しております。

3. 当社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2019年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 社 長	島 野 容 三	取締役会議長	Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 会長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 会長 太陽工業株式会社代表取締役社長 一般社団法人日本釣用品工業会会長
代表取締役 副 社 長	角 谷 景 司		
専務取締役	島 野 泰 三	バイシクルコンポーネンツ事業部長兼企 画部長	
専務取締役	豊 嶋 敬	SDM推進本部長兼組立技術部長兼バイ シクルコンポーネンツ事業部技術担当兼 技術開発部長	
常務取締役	平 田 義 弘	管理本部長	
常務取締役	津 崎 祥 博	管理本部広報部長兼人事部・総務部・ラ イフスタイル ギア事業部管掌兼内部監 査室担当	
常務取締役	チア チン セン (Chia Chin Seng)		Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長 Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd. 会長 Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd. 会長兼社長
取 締 役	樽 谷 潔	品質管理部長	
取 締 役	松 井 浩	管理本部経営管理部管掌兼経営企画部長 兼アイフィー事業部長	Shimano North America Holding, Inc. 社長
取 締 役	大 津 智 弘	バイシクルコンポーネンツ事業部製造担 当兼シマノ研究所長	
取 締 役	大 竹 正 浩	管理本部人事部長	
取 締 役	清 谷 欣 司	釣具事業部長	
取 締 役	吉 田 保	調達統括部長兼海外工場担当部長兼 SDM推進本部生産管理部長	
取 締 役	一 條 和 生		一橋大学大学院経営管理研究科国際企業 戦略専攻 専攻長教授 International Institute for Management Development (国際経営開発研究所) 客員教授 株式会社電通国際情報サービス社外取締役 びあ株式会社社外取締役 株式会社ワールド社外取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	勝丸 充 啓		芝綜合法律事務所オプ・カウンセセル 大陽日酸株式会社社外取締役 京都大学公共政策大学院非常勤講師 京都大学法科大学院非常勤講師
取締役	榑 原 定 征		日本電信電話株式会社社外取締役 一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長 株式会社ニトリホールディングス社外取締役 株式会社産業革新投資機構社外取締役取締役会議長
常勤監査役	島 津 孝 一		
常勤監査役	勝 岡 秀 夫		
監 査 役	野 末 佳 奈 子		辻中法律事務所弁護士
監 査 役	橋 本 敏 彦		橋本税理士事務所税理士 兵庫南農業協同組合員外監事 株式会社加古川産業会館監査役

- (注) 1. 取締役一條和生、勝丸充啓及び榑原定征の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役野末佳奈子及び橋本敏彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は社外取締役及び社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役橋本敏彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 専務取締役和田伸司氏及び常務取締役湯浅哲氏は、2019年3月26日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 6. 当事業年度末日後に取締役の担当が次のとおり変更されました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
豊 嶋 敬	SDM推進本部長兼組立技術部長 兼バイシクルコンポーネッツ事業 部技術担当兼技術開発部長	SDM推進本部長兼組立技術部長 兼シマノ研究所長兼バイシクル コンポーネッツ事業部技術担当兼技 術開発部長	2020年1月1日
平 田 義 弘	管理本部長	管理本部経営管理部管掌兼経理部 管掌	2020年1月1日
津 崎 祥 博	管理本部広報部長兼人事部・総務 部・ライフスタイル ギア事業部 管掌兼内部監査室担当	管理本部長兼広報部長兼ライフ スタイル ギア事業部管掌兼内部監 査室担当	2020年1月1日
樽 谷 潔	品質管理部長	品質管理部長兼バイシクルコンポ ーネッツ事業部本社製造担当	2020年1月1日
松 井 浩	管理本部経営管理部管掌兼経営企 画部長兼アイフィー事業部長	管理本部経営企画部長兼アイフィー 事業部長	2020年1月1日
大 津 智 弘	バイシクルコンポーネッツ事業部 製造担当兼シマノ研究所長	バイシクルコンポーネッツ事業部 下関工場長兼製造部長	2020年1月1日
大 竹 正 浩	管理本部人事部長	管理本部人事部長兼総務部管掌	2020年1月1日
清 谷 欣 司	釣具事業部長	釣具事業部長兼国内営業部長	2020年1月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	人 数	当事業年度に係る報酬等の総額
取 締 役	18名	487百万円
監 査 役	4名	56百万円
合 計 (社 外 役 員)	22名 (5名)	544百万円 (46百万円)

- (注) 1. 上記には2019年3月26日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。
2. 上記取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額161百万円が含まれております。
3. 使用人兼務取締役に対する使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
4. 2012年3月29日開催の第105期定時株主総会の終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、当社基準に従い退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記支給額のほか、当事業年度中に退任した取締役2名に対し43百万円の退職慰労金を支給しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。

各取締役の年額報酬は、独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において取締役の報酬制度・水準が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能しているかを検討することとし、取締役会が当委員会の答申内容を踏まえて報酬額決定の決議をいたします。各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

取締役(社外取締役を除く)の報酬は月額報酬と賞与から構成しており、月額報酬は役位ごとの役割や責任範囲に基づき、賞与は当連結会計年度の売上高、営業利益を業績指標とし、その達成度合及び伸長度を勘案し、それぞれ支給することとしています。

また、業務執行に関わる取締役(外国人取締役を除く)は、中長期の業績を反映させる観点から月額報酬の一定額以上を拠出し、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしています。

社外取締役の報酬については、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしています。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	一條和生	当事業年度開催の取締役会には12回のうち11回出席しております。国際企業戦略について、一橋大学大学院で教鞭をとる教授であり、企業経営について十分な知識と経験を有しております。当社の経営についても、企業社会一般に基づいた長期展望や当社の従前の発想とは異なった視点から議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役	勝丸充啓	当事業年度開催の取締役会には12回すべてに出席しております。法務省及び検察庁にて要職を歴任され、現在は弁護士としてコンプライアンスについての幅広い知識と高い見識を有しております。当社の経営についても、専門的かつ客観的な視点に基づき議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役	榊原定征	2019年3月26日以降に開催された取締役会には9回すべてに出席しております。国際的な企業の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営についても、深い知見に基づき客観的な視点から議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	野末佳奈子	当事業年度開催の取締役会には12回すべてに出席し、また、監査役会には12回すべてに出席しております。主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	橋本敏彦	当事業年度開催の取締役会には12回すべてに出席し、また、監査役会には12回すべてに出席しております。主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 清稜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	37百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模等に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法のために基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について定めております。

今後も、経営・業務の適正を確保するとともに、環境の変化に応じた見直しを行い、以下の内部統制システムの改善と充実を図ってまいります。

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」など諸規程を整備し、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）におけるコンプライアンスの徹底を率先して実行する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

保存が必要とされる取締役の職務執行に係る情報は「情報管理規程」に基づき各業務担当部署が記録し、保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 社内外の主要なリスクは、①経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、②法令違反リスク、③環境保全リスク、④製品の品質リスク、⑤輸出入管理リスク、⑥情報セキュリティリスク、⑦災害リスクであると認識し、必要な規程類を整備し、知識向上を図るための研修を計画するなど迅速な対応が可能な体制の整備に努める。

(2) 内部監査部門は「内部監査規程」に基づき、各組織・部署の業務遂行状況を監査し、改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックする。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定例の取締役会を原則毎月1回開催し、「取締役会規則」に定められている付議基準に該当する事項を審議し、決定する。

(2) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

(3) 取締役は「業務分掌規程」・「責任権限規程」等に基づき委嘱された業務に関し、迅速かつ効率的に組織を運営し、業績向上に努める。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「コンプライアンス規程」など使用人が法令及び定款に適合して職務の執行を行うにあたり遵守すべき諸規程を整備する。

(2) 内部監査部門は「内部監査規程」及び前号記載の諸規程等を踏まえてコンプライアンス状況を監査し、適時性をもって取締役会及び監査役会へ報告する。

(3) 「コンプライアンス規程」の内容を使用人に十分に理解させるための教育を実施する。

6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 子会社が経営上重要な事項を決定する場合には、社内規程等に基づき、当社の事前承認を求めるなど必要な手続きを行う。
- (2) 子会社は財務状況等を定期的に当社に報告する。

7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、当社の各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

8. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、当社グループ共通の連結会計システムを導入するなどITを適切かつ有効に利用する。

9. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各子会社が当社の「コンプライアンス規程」と同等の規程を制定するなど各子会社の実情に応じた社内規程の整備を通じて、コンプライアンス体制の構築を図る。

10. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体の内部統制を実効あるものとするために責任者を定め、法令遵守、リスク管理などにつき実情を把握し、必要な対応策を迅速に行う。

11. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要と認めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人として適切な要員を監査役会専属とする。

12. 前項の使用人に関する当社の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人は、取締役の指揮下から外れ監査役の指示に従う。

13. 当社の監査役の11項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の指示により11項の使用人が行う調査の権限を認める。

14. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況について速やかに報告する。

15. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令に定められた事項に加え、当社の監査役から報告を求められた事項について、速やかに報告する。子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者も同様とする。

16. その他の当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- (2) 内部監査部門は、監査役会と協議及び意見交換するなど、緊密な連携を図る。

17. 14項から16項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役に報告をした者について報告事実及び内容を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(2) 法令違反、反倫理行為の速やかな認識のために社内及び社外に設けたコンプライアンス相談窓口に報告した者について、報告事実及び内容を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

18. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じ、弁護士、公認会計士その他外部専門家と相談をすることができ、その費用は会社が負担する。

19. その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役が社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。

(2) 監査役会と代表取締役との間で、必要に応じて意見交換会を設定する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンスについては、当社並びに子会社の役員及び従業員に対して、コンプライアンスの基本的事項の再確認となる社内講習や外部から講師を招いての研修を社内で開催するなど、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

② 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されています。

③ 当社及び子会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、①お客様のニーズを迅速に察知することを可能にする、全世界に広がる販売拠点・ネットワーク、②お客様のニーズを具現化する、創造性のある高い企画開発力・技術力、③製造拠点各所在国の強みを活かしたコスト競争力のある生産体制及び全世界の需要に対応する供給力、④グローバルなサービス体制、並びに⑤グループ各社の調和のとれたオペレーション等にあり、これらの根幹には、(i) お客様、お取引先及び従業員等との堅い信頼関係、(ii) 個々の従業員の技術開発能力・ノウハウ等、及び (iii) 個々の従業員がその能力を存分に発揮することのできる企業風土等があります。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者や買付についての情報も把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの内容の概要

(A) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持・強化するためには、お客様に信頼され、満足いただけるサービス及び製品を提供し続けることとともに、今後は、お客様の環境・健康等に対する関心の高まりに応えた製品の開発・製造が求められるものと考えております。また、近年、中国、南米等の新興市

場での当社の主力製品である自転車部品及び釣具に対する需要が増加してきております。これら新興市場においてもお客様の信頼を得られるような様々な施策を講じてまいりたいと考えております。そのような背景の中、当社は、①コア・コンピタンスの強化、②自転車文化・釣り文化の創造とブランドの強化を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

(ii) コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社においては、独立性を有する社外取締役3名による取締役の業務執行の監視及び独立性を有する社外監査役2名を含む監査役会による取締役の業務執行の監視が行われております。また、当社は、内部監査室を設置し、内部監査部門としてコンプライアンスやリスク管理の状況等を定期的に監査するとともに、グローバルな内部統制システムの整備・充実を行っております。

また、当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。配当につきましては、1972年の上場以来安定的な配当を継続し、さらに業績の向上に沿った増配を行ってまいりました。また、積極的な自己株式取得も行ってきております。

さらに、当社グループは、社会的責任への取組みとして、過去より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組み、お取引先・地元住民等との信頼関係を構築してまいりました。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株式の大量買付が行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集と適切な情報の開示に努めるなど、その時点において適切な対応をしております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記(2)(A)に記載した当社の企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 1. 本事業報告に記載する金額、株数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。
 2. 本事業報告に挙げている金額には、消費税等は含んでおりません。
 3. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当期末現在のものであります。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	381,189	流 動 負 債	43,599
現 金 及 び 預 金	270,070	買 掛 金	13,529
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	36,192	短 期 借 入 金	3,167
商 品 及 び 製 品	39,904	リ ー ス 債 務	375
仕 掛 品	23,874	未 払 法 人 税 等	7,046
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,156	賞 与 引 当 金	2,183
そ の 他	6,336	役 員 賞 与 引 当 金	161
貸 倒 引 当 金	△345	返 品 調 整 引 当 金	93
固 定 資 産	157,580	火 災 損 失 引 当 金	10
有 形 固 定 資 産	124,712	そ の 他	17,033
建 物 及 び 構 築 物	55,211	固 定 負 債	5,933
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	21,615	長 期 借 入 金	1
土 地	13,575	リ ー ス 債 務	959
リ ー ス 資 産	3,239	繰 延 税 金 負 債	1,005
建 設 仮 勘 定	25,457	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,220
そ の 他	5,612	そ の 他	746
無 形 固 定 資 産	13,610	負 債 合 計	49,533
の れ ん	3,886	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	5,562	株 主 資 本	490,061
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	1,549	資 本 金	35,613
そ の 他	2,611	資 本 剰 余 金	5,642
投 資 そ の 他 の 資 産	19,257	利 益 剰 余 金	448,941
投 資 有 価 証 券	12,328	自 己 株 式	△135
繰 延 税 金 資 産	5,337	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△976
そ の 他	2,147	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,687
貸 倒 引 当 金	△555	為 替 換 算 調 整 勘 定	△3,663
		非 支 配 株 主 持 分	151
		純 資 産 合 計	489,236
資 産 合 計	538,769	負 債 純 資 産 合 計	538,769

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		363,230
売上原価		222,638
売上総利益		140,591
販売費及び一般管理費		72,581
営業利益		68,010
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,692	
その他の	906	5,598
営業外費用		
支払利息	101	
その他の	4,036	4,138
経常利益		69,471
特別利益		
固定資産売却益	2,559	2,559
特別損失		
工場建替関連費用	184	
火災損失	452	637
税金等調整前当期純利益		71,393
法人税、住民税及び事業税	18,260	
法人税等調整額	1,275	19,535
当期純利益		51,857
非支配株主に帰属する当期純利益		23
親会社株主に帰属する当期純利益		51,833

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	35,613	5,642	411,476	△121	452,610
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△14,368		△14,368
親会社株主に帰属する当期純利益			51,833		51,833
自 己 株 式 の 取 得				△14	△14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	37,465	△14	37,451
当 期 末 残 高	35,613	5,642	448,941	△135	490,061

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,560	△1,852	708	139	453,457
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△14,368
親会社株主に帰属する当期純利益					51,833
自 己 株 式 の 取 得					△14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	126	△1,811	△1,684	12	△1,672
当 期 変 動 額 合 計	126	△1,811	△1,684	12	35,778
当 期 末 残 高	2,687	△3,663	△976	151	489,236

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

(a) 連結子会社は以下の50社であります。

Shimano (Singapore) Pte. Ltd.
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.
Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.
Shimano (Mersing) Sdn. Bhd.
PT Shimano Batam
Shimano (Philippines) Inc.
MSC Pte. Ltd.
Shimano (Cambodia) Co., Ltd.
Shimano (Taiwan) Co., Ltd.
PRO (Taiwan) Procurement Co., Ltd.
Shimano (Kunshan) Fishing Tackle Co., Ltd.
Shimano (Shanghai) Sales Corporation
Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.
Shimano (Lianyungang) Industrial Co., Ltd.
Shimano South Asia Private Ltd.
Shimano North America Holding, Inc.
Shimano Canada Ltd.
G.Loomis, Inc.
DashAmerica, Inc. (Pearl Izumi USA)
Innovative Textiles, Inc.
Shimano Europe B.V.
Shimano Germany Fishing GmbH
Shimano - Pearl Izumi Softgoods Division Europe GmbH
Shimano Benelux B.V.
Shimano UK Ltd.
Shimano Italy Fishing S.R.L.
Shimano Italy Bicycle Components S.R.L.
Shimano Belgium N.V.
Lazer Sport N.V.
Shimano France Composants Cycles S.A.S.
Shimano Iberia, S.L.
Shimano Italia S.p.A. in liquidazione
Shimano Czech Republic, s.r.o.
Shimano Nordic Cycle AB
Shimano Nordic Cycle OY
Shimano Nordic Cycle AS
Shimano Nordic Denmark ApS
Shimano Polska Sp. z o.o.
Shimano Menat Spor Etkinlikleri Spor Malzemeleri ve Ekipmanlari Ticaret Limited Sirketi

Shimano Bisiklet Parca ve Ekipmanlari Satis Servis Ticaret Anonim Sirketi
Shimano Balikcilik Malzemeleri ve Ekipmanlari Satis Ticaret Anonim Sirketi
Shimano Australia Cycling Pty. Ltd.
Shimano Oceania Holdings Pty. Ltd.
Shimano Australia Fishing Pty. Ltd.
Shimano New Zealand Ltd.
Shimano Latin America Representacao Comercial Ltda.
Shimano Uruguay S.A.
Shimano Argentina S.A.U.
シマノセールス株式会社
シマノ熊本株式会社

当連結会計年度において、Shimano Iberia, S.L.については新規設立により連結の範囲に含めております。

- (b) 非連結子会社は島野足立株式会社等であります。非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分見合額は、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微なため、連結の範囲から除外しております。
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法を適用した会社はありません。持分法を適用していない非連結子会社及び株式会社サンボウ等の関連会社の合計の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分見合額は、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
Shimano Italia S.p.A. in liquidazioneの事業年度末日は11月30日ではありますが、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。
なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上、必要な調整を行っております。
- (4) 会計方針に関する事項
- (a) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- 有価証券
- その他有価証券
- 時価のあるもの
 主として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの
 移動平均法による原価法
- たな卸資産
- 通常の販売目的で保有するたな卸資産
 主として評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- 製品・仕掛品・原材料
 主として総平均法
- 貯蔵品
 主として最終仕入原価法

(b) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

旧定率法

部品成型及び鑄造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鑄造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）については、定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

2016年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鑄造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

使用権資産

耐用年数又はリース期間のうちいずれか短いほうの期間に基づく定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

長期前払費用

定額法

(c) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の実績を基準として算出した見積額を計上しております。

火災損失引当金

当社本社工場の火災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、その見積額を計上しております。

- (d) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場又は予約レートにより円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産・負債は在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外連結子会社の事業年度の期中平均為替相場により円貨に換算しております。換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (e) 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行います。
ヘッジ手段とヘッジ対象
外貨建資産・負債に係る為替変動リスク
為替予約は、外貨建の仕入・売上に係る金銭債権債務などをヘッジ対象としております。
ヘッジ方針
ヘッジ取引は、業務遂行上、輸出入の取引を行うにあたって抱える可能性のある市場リスクを適切に管理し、当該リスクの低減を図ることを目的とする場合のみに限っております。
ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ会計を適用する場合は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）によっております。
- (f) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。なお、金額に重要性のない場合には、発生時に全額償却しております。
- (g) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
①消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
②退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額及びシマノ企業年金基金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異については、発生連結会計年度に費用処理する方法を採用しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 表示方法の変更

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」3,060百万円、「流動負債」に区分しておりました「繰延税金負債」99百万円及び「固定負債」に区分しておりました「繰延税金負債」のうちの337百万円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」5,917百万円に含めて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 144,698百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

給料及び手当	17,648百万円
広告宣伝費	9,736百万円
研究開発費	6,521百万円

(2) 研究開発費

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 12,073百万円

(3) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価 183百万円

(4) 火災損失

2018年3月26日に当社本社工場(堺市堺区)において発生した火災事故による損失額であり、復旧に係る費用及びその他関連費用を計上しております。

なお、この損失額には火災損失引当金繰入額が含まれており、現時点で合理的な見積りが可能な範囲における見積額を計上しております。

(5) 固定資産売却益

中国工場の公有地返還に伴うものであります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 92,720,000株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(a) 配当金支払額等

2019年3月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	7,184百万円
1株当たり配当額	77円50銭
基準日	2018年12月31日
効力発生日	2019年3月27日

(b) 中間配当金支払額等

2019年7月29日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	7,184百万円
1株当たり配当額	77円50銭
基準日	2019年6月30日
効力発生日	2019年9月3日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年3月26日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	7,184百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	77円50銭
基準日	2019年12月31日
効力発生日	2020年3月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については信用力の高い金融機関に対する預金等に限定し、また、資金の調達は主として銀行借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は社内規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	270,070	270,070	-
(2) 受取手形及び売掛金	36,192	36,192	-
(3) 投資有価証券	10,136	10,136	-
資産計	316,398	316,398	-
(1) 買掛金	13,529	13,529	-
(2) 短期借入金	2,696	2,696	-
(3) 未払法人税等	7,046	7,046	-
(4) 長期借入金	472	472	0
負債計	23,744	23,744	0
デリバティブ取引	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

当連結会計年度の末日において、存在するデリバティブ取引がないため該当ありません。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額2,191百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 5,275円96銭
(2) 1株当たり当期純利益金額 559円15銭

※ 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益金額	51,833百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額	51,833百万円
普通株式の期中平均株式数	92,701千株

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

<ご参考>

連結キャッシュ・フローの状況

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
67,897	34,409	△12,832	264,738

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	95,716	流動負債	37,260
現金及び預金	32,544	買掛金	8,814
受取手形	829	未払金	6,541
売掛金	24,583	未払法人税等	4,032
製成品	14,191	未払費用	213
仕掛品	14,619	預り金	16,707
原材料	1,385	賞与引当金	308
貯蔵品	380	役員賞与引当金	161
未収入金	3,594	返品調整引当金	14
その他金	3,589	火災損失引当金	10
貸倒引当金	△2	その他の	456
固定資産	109,062	固定負債	2,965
有形固定資産	68,864	退職給付引当金	2,351
建物	33,859	その他の	613
構築物	1,119	負債合計	40,226
機械及び装置	8,490	(純資産の部)	
車両運搬具	95	株主資本	161,396
工具、器具及び備品	2,852	資本金	35,613
土地	9,703	資本剰余金	5,823
リース資産	29	資本準備金	5,822
建設仮勘定	12,713	その他資本剰余金	1
無形固定資産	7,997	利益剰余金	120,094
のれん	1,831	利益準備金	3,194
工業所有権	15	その他利益剰余金	116,900
ソフトウェア	4,855	繰越利益剰余金	116,900
ソフトウェア仮勘定	1,246	自己株式	△135
その他	49	評価・換算差額等	3,155
投資その他の資産	32,200	その他有価証券評価差額金	3,155
投資有価証券	9,213		
関係会社株式	13,304	純資産合計	164,551
出資金	20	負債純資産合計	204,778
関係会社長期貸付金	5,478		
長期前払費用	647		
繰延税金資産	2,835		
その他	1,171		
貸倒引当金	△469		
資産合計	204,778		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		221,040
売上原価		148,216
売上総利益		72,824
販売費及び一般管理費		42,378
営業利益		30,446
営業外収益		
受取利息	326	
受取配当金	5,422	
その他	690	6,440
営業外費用		
支払利息	235	
その他	1,308	1,544
経常利益		35,342
特別利益		
移転価格税制調整金	1,719	1,719
特別損失		
工場建替関連費用	57	
火災損失	452	509
税引前当期純利益		36,552
法人税、住民税及び事業税	8,975	
法人税等調整額	376	9,351
当期純利益		27,201

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	35,613	5,822	1	5,823
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	35,613	5,822	1	5,823

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	3,194	104,068	107,262	△121	148,577
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△14,368	△14,368		△14,368
当 期 純 利 益		27,201	27,201		27,201
自 己 株 式 の 取 得				△14	△14
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	12,832	12,832	△14	12,818
当 期 末 残 高	3,194	116,900	120,094	△135	161,396

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	3,033	3,033	151,611
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△14,368
当 期 純 利 益			27,201
自 己 株 式 の 取 得			△14
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	122	122	122
当 期 変 動 額 合 計	122	122	12,940
当 期 末 残 高	3,155	3,155	164,551

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

旧定率法

部品成型及び鑄造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鑄造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）については、定額法

2016年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鑄造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法

なお、主な償却期間は以下のとおりであります。

建物 3～50年

有形固定資産その他（機械及び装置） 9～10年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の実績を基準として算出した見積額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及びシマノ企業年金基金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異については、発生年度に費用処理する方法を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

火災損失引当金

当社本社工場の火災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、その見積額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場又は予約レートにより円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行います。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建資産・負債に係る為替変動リスク

為替予約は、外貨建の仕入・売上に係る金銭債権債務等をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、業務遂行上、輸出入の取引を行うにあたって抱える可能性のある市場リスクを適切に管理し、当該リスクの低減を図ることを目的とする場合のみに限っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ会計を適用する場合は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会)によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度においては「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」974百万円は「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,266百万円に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| (1) 関係会社に対する短期金銭債権 | 12,459百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務
(区分表示したものは除いております。) | 21,366百万円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 71,960百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 売 上 高 | 57,818百万円 |
| 仕 入 高 | 27,501百万円 |
| 支払手数料・保管料他 | 10,997百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 7,682百万円 |
| (2) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額 | |
| 売上原価 | 138百万円 |
| (3) 移転価格税制調整金 | |
| 移転価格税制に関する日星事前確認申請の合意による海外子会社との調整金を計上しております。 | |
| (4) 火災損失 | |
| 2018年3月26日に当社本社工場(堺市堺区)において発生した火災事故による損失額であり、復旧に係る費用及びその他関連費用を計上しております。 | |
| なお、この損失額には火災損失引当金繰入額が含まれており、現時点で合理的な見積りが可能な範囲における見積額を計上しております。 | |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	19,272株
--------------------	---------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	95百万円
未払事業税	251百万円
役員退職慰労金	148百万円
退職給付引当金	729百万円
その他有価証券評価損	424百万円
ゴルフ会員権評価損	134百万円
貸倒引当金	146百万円
減損損失	146百万円
少額資産償却	223百万円
たな卸資産評価損	405百万円
のれん	753百万円
その他	688百万円
繰延税金資産合計	<u>4,146百万円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	<u>△1,311百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,311百万円</u>

繰延税金資産純額 2,835百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.2%
税額控除	△2.7%
移転価格税制調整金	0.4%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>25.6%</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール	S\$65,994千	自転車部品製造及び販売、釣具販売並びにアジア製造子会社の統括	100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	受取配当金	4,282 百万円	—	—
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア ジョホール	RM18,000千	自転車部品製造及び販売並びに釣具製造	100.0% (100.0%)	当社製品の製造 役員の兼任	自転車部品及び釣具の購入 (注1)	13,553 百万円	買掛金	3,324 百万円
Shimano North America Holding, Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	US\$14,000千	自転車部品及び釣具販売並びに北米販売子会社の統括	95.0%	当社製品の販売 役員の兼任	利息の受取 (注2)	190 百万円	貸付金	7,614 百万円
Shimano Europe B.V.	オランダ アイトホーフェン	EUR5,148千	自転車部品及び釣具販売並びに欧州販売子会社の統括	100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	自転車部品及び釣具の販売 (注1)	10,711 百万円	売掛金	2,102 百万円
シマノセールス 株式会社	大阪府堺市堺区	277百万円	自転車部品並びに釣具の販売、補修及び保管	100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	資金の移動 (注3)	—	預り金	14,771 百万円
						利息の支払 (注2)	202 百万円		

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。議決権等の所有割合の（ ）内は、間接所有割合の内書であります。

(注1) 当社製品の購入・販売については、市場価格・総原価を勘案して、販売価格を決定しております。

(注2) 資金の貸付/預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 資金の移動については、資金の決済が随時行われているため、当事業年度末の残高のみ記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,775円09銭
(2) 1株当たり当期純利益金額 293円43銭

※ 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益金額	27,201百万円
普通株式に係る当期純利益金額	27,201百万円
普通株式の期中平均株式数	92,701千株

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月6日

株式会社シマノ
取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 石 井 和 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 加 地 大 毅 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シマノの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シマノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

独立監査人の監査報告書

2020年2月6日

株式会社シマノ
取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 石 井 和 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 加 地 大 毅 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シマノの2019年1月1日から2019年12月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月12日

株式会社シマノ 監査役会

常勤監査役 島津 孝一 ㊟

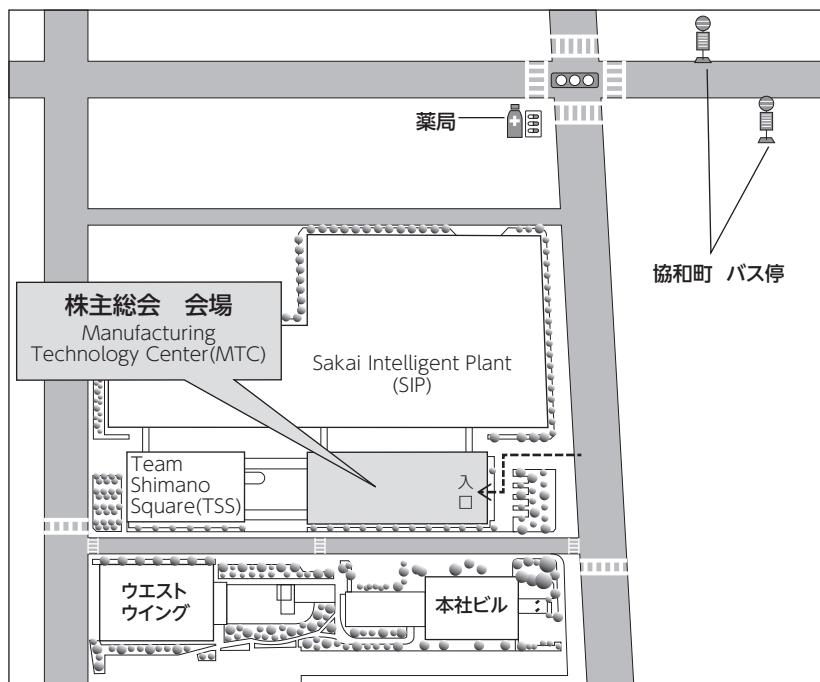
常勤監査役 勝岡 秀夫 ㊟

社外監査役 野末 佳奈子 ㊟

社外監査役 橋本 敏彦 ㊟

以 上

株主総会会場周辺のご案内



【交通のご案内】

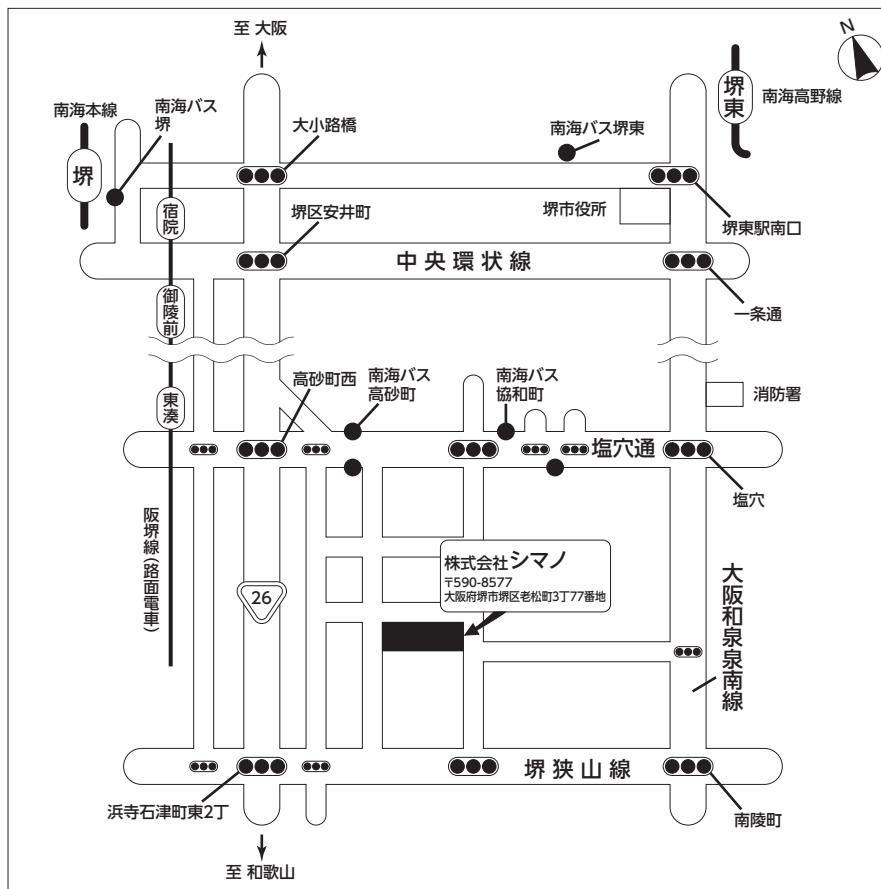
■電車とバスをご利用の場合

- ・南海電鉄高野線「堺東駅」より
南海バス13番のりば「南回り（堺駅前）」に乘車し、「協和町」で下車、徒歩5分
所要時間：約15分
- ・南海電鉄南海線「堺駅」より
南海バス4番のりば「南回り（堺駅南口）」に乘車し、「協和町」で下車、徒歩5分
所要時間：約20分

■電車をご利用の場合

- ・阪堺電車阪堺線「東湊駅」で下車、徒歩7分
- ・南海電鉄高野線「堺東駅」からタクシーで約10分
- ・南海電鉄南海線「堺駅」からタクシーで約10分
- ・JR阪和線「堺市駅」からタクシーで約20分
- ・地下鉄御堂筋線「なかもず駅」からタクシーで約20分

株主総会会場ご案内略図



株主総会会場周辺のご案内図及び交通のご案内は裏面（55頁）をご覧ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。